

● 1 精神病院等

精神病院に設置する消防用設備等で、不時の操作、いたずら及び破壊行為等をするおそれのある重症患者又は消防用設備等の作動時に著しく悪影響を受けるおそれのある重症患者を収容する部分又はその階の消防用設備等については、次の取扱いを参考として機能の保全及び安全性を確保すること。

(1) 消火器

歩行距離が 20m を超える部分があっても、能力単位を満たすように、ナースステーション等に集中して設置することができる。(要特例申請) ☆

(2) 屋内消火栓設備

ア 消火栓箱をナースステーション内、階段室内等患者が安易に接触できない部分に設置することができる。

イ 消火栓箱に設ける発信機(起動装置)、表示灯の部分には、機能に支障のない保護器具を取付けることができる。(◇屋内消火栓設備口申し合わせ参照)

● 2 刑務所等

刑務所等で受刑者、拘留者又は留置人等を収容する部分の取扱いは、次によること。

(1) 拘置所、留置場及び鑑別所の拘留者等を収容し、終日監視人等により監視を受けている部分については自動火災報知設備の感知器を省略することができる。(要特例申請)

(2) 刑務所の収容施設(主として監房、独居房、懲罰房等(以下「監房」という。)からなる受刑者を収容するものをいう。)部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができる。(要特例申請)

イ 終日刑務官等により監視を受けている監房部分の自動火災報知設備の感知器については、省略することができる。(要特例申請)

ウ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りる。(要特例申請)

(3) 刑務所の作業施設(主として懲役作業、職業訓練作業、食堂、浴室等(以下「作業施設」という。)からなる受刑者が作業や食事又は娯楽を行う施設をいう。)部分

ア 消火器については、能力単位を満たすように刑務官等の詰め所等に集中して設置することができる。(要特例申請)

イ 災害時に刑務官等により有効に避難誘導ができる体制が整っている場合については、避難口誘導灯を階段の出入口及び直接屋外又は別棟に直接至る最終の出入口にのみ設置することで足りる。(要特例申請)

● 3 建築工事中(共同住宅モデルルーム)の仮使用

建築工事中の仮使用については、建基法第 7 条の 6 の規定、昭和 53 年 11 月 7 日住指発第 805 号建設省住宅局建築指導課長通知、昭和 53 年 12 月 26 日消防予第 243 号消防庁予防救急課長通知、平成 12 年 3 月 27 日消防予第 74 号消防庁予防課長通知等によるが、建築工事中の共同住宅の住戸部分等をモデルルームとして仮使用する場合は、次の例によること。

(1) モデルルーム部分は 1 階又は 2 階若しくは避難階又は避難階の直上・下(地階を除く。)階(地上等)に下記(4)又は(5)の階段等によって避難階に至ることができるものに限る。)であること。

(2) モデルルーム部分は各階 2 住戸までであること。

(3) モデルルーム部分から屋外へは、2 以上の通行路により避難でき、且つ、そのうちの一つ以上は屋内の通路等を経ることなく屋外の地上に避難できること。

(4) 上記(3)の 2 階又は避難階の上・下階から屋外の地上へ至る経路は、仮設の階段、傾斜路等であっても安全に通行できるものであること。

(5) 上記(3)の 2 階又は避難階の上階から屋外の地上へ至る経路を避難器具とする場合(下階から地上へ至るために用いる避難器具は、避難タラップに限る。)は、すべり台、ハッチに収納したはしご、同救助袋又は避難タラップであること。

(6) 仮使用部分から敷地外に至る経路は工事部分と明確に区分されており、工事関係者以外の者の通行又は避難が工事関係資材の搬入等によって障害とならない措置が講じられていること。

(7) 上記(5)の経路には、敷地外に至る要所に避難方向を示す案内標識(屋内の部分に設けるものは、夜間においても視認できるものとする。)を設けること。

なお、この場合において、誘導灯及び誘導標識は設置しないことができる。

(8) 仮使用をする階に消火器が基準どおり設置されている場合に限り、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の消火設備が機能していなくても差し支えないこと。

(9) 仮使用をする階に非常警報設備が基準どおり設置されている場合に限り、自動火災報知設備等の警報設備が機能していなくても差し支えないこと。

(10) 条例第 43 条の規定による防火対象物使用開始届及び建基法施行規則第 4 条の 16 第 4 項の規定による仮使用承認通知書を添付した仮使用部分の安全計画を明記した工事中の消防計画を管轄する消防署に届け出しておくこと。